

# ひろしま子供の未来応援プラン《概要》

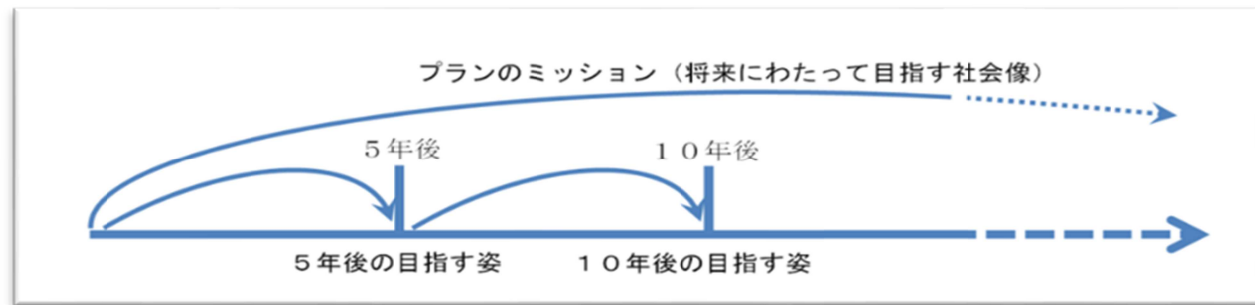
人口減少、少子高齢化が進行する一方で、グローバル化やデジタルイノベーションも急速に進んでおり、ますます先を見通すことが難しい時代を迎えています。こうした時代を生きていく子供たちが、それぞれの家庭の経済的事情を含め、生まれ育った環境に関わらず、現在や将来に夢を持ち、その実現に必要な資質・能力を身に付け、一人一人の可能性を最大限高めることができる社会づくりを推進していく必要があります。

この新たなプランの名称にある「子供の未来を応援する」とは、「広島県の未来を創造する」ということであり、明日の広島県を支える子供たちが希望に満ち溢れ、自分の可能性を信じて何事にも果敢にチャレンジし、未来を切り拓いていけるよう、プランの目指す姿の実現に向けて取組を進めてまいります。

## 将来にわたって目指す社会像と目指す姿

社会の宝である子供たちを社会全体で育てていくためには、地域、子供の育ちに関わる関係者、企業など、広島県民全体がこのプランの「目指す姿」を理解して共有し、総力を挙げて取組を進めなければなりません。

そのため、「ひろしま子供の未来応援プラン」では、プランのミッション（将来にわたって目指す社会像）に加え、計画期間である5年後の「目指す姿」だけでなく、10年先を見据えた「目指す姿」を明らかにしました。



## 将来にわたって目指す社会像

**すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現**

これを要素分解して3つの施策領域を設定し、その施策領域ごとの「目指す社会像」も記載しています。

## 特に注力する分野等

このプランでは、子供・子育てに係る施策を総合的に推進していきますが、そのなかでも、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期である「乳幼児期」における取組と、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす「児童虐待」の防止対策に、特に注力していきます。

## 計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間

## 対象

妊娠から概ね18歳以下の全ての子供と子育て家庭及び子供を取り巻く社会の全ての構成員  
※子供、児童の定義は法律や事業によって異なる場合があるため、目安として「概ね18歳以下」としています

## プランの位置付け

本県の総合計画「ひろしま未来チャレンジビジョン」における子供・子育てに係る分野別計画です。  
また、子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画（計画期間10年）」の後期計画としても位置付けます。

さらに、「子どもの貧困対策計画」、「母子保健計画」、「社会的養育推進計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」の内容も盛り込み、それぞれの計画としても位置付けます。

## 施策領域と施策の柱

次の3つの施策領域と柱に沿って、毎年度の施策を体系的に進めます。

### ◇領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

【目指す社会像】すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されています。

<b>柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進</b> ①乳幼児期の教育・保育の充実 ②家庭教育を支援する環境の整備	<b>柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成</b> ①主体的な学びを促す教育活動の推進 ②生徒指導及び教育相談体制の充実 ③キャリア教育・職業教育の推進 ④学びのセーフティネットの構築 ⑤運動習慣の確立 ⑥子供の健康・生活習慣づくり
--	--

### ◇領域Ⅱ 子供たちが生まれ育つ環境

【目指す社会像】地域、保育所・幼稚園や学校、職域など、子供を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを切れ目なく見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供と子育て家庭が、安心して暮らし、子育てができています。

<b>柱1 妊娠期からの切れ目のない見守り・支援の充実</b> ①妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり ②妊産婦支援・母子保健等の推進 ③周産期医療体制の確保・充実 ④小児救急医療体制の確保・充実	<b>柱2 子供の居場所の充実</b> ①質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保 ②地域における放課後等の子供の居場所の充実
<b>柱3 子育てを応援する職場環境の整備</b>	<b>柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保</b> ①みんなで子育て応援の推進 ②子育て住環境の整備 ③子供と子育てにやさしいまちづくりの推進 ④子供の防災の取組の推進 ⑤子供の防犯・非行防止の取組の推進 ⑥子供の交通安全の取組の推進

### ◇領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることのできる環境

【目指す社会像】様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることのできています。

<b>柱1 児童虐待防止対策の充実</b> ①児童虐待防止に向けた理解促進 ②こども家庭センターの機能強化 ③市町の機能強化の支援	<b>柱2 社会的養育の充実・強化</b> ①里親委託等の推進 ②施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等 ③社会的養育のもとで生活する子供の自立支援の推進
<b>柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進</b> ①ひとり親になる前の親子支援の充実 ②ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実	<b>柱4 障害のある子供への支援</b> ①地域における重層的な障害児支援体制の構築 ②幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備 ③教員の専門性の向上 ④特別支援学校における教育の充実

※網掛けをしている柱は特に注力する分野等

## 柱ごとの目指す姿

施策の柱ごとの5年後と10年後の「目指す姿」については、県民に深く理解してもらい、具体的にイメージして自らの行動にもつなげてもらえるよう、どのような取組でどのような変化が身の回りに起きるのかなど、可能な限り県民視点でより具体的に記載しています。

⇒ 5年後と10年後の「目指す姿」は次ページ以降に掲載

※マーカー部分：10年後と5年後の目指す姿の記載が異なる部分

※下線部分：県民に変化が起きている部分

## 10年後の目指す姿 柱1 乳幼児期\*の質の高い教育・保育の推進

## 【幼稚園・保育所・認定こども園\*等】

幼稚園・保育所・認定こども園\*等を対象に、乳幼児教育支援センター\*や関係団体等が、資質能力の向上やキャリアアップ等、教員・保育士等のニーズに応じた研修の機会を提供するとともに、更なる研修内容の充実に取り組んでいます。

また、乳幼児期\*の教育・保育について専門的な知識・技術を有する幼児教育アドバイザー\*が日常的に園・所等\*を訪問し、乳幼児期\*の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等\*を支援しています。

園・所等\*は、所属する教員・保育士等を乳幼児教育支援センター\*や関係団体等が実施する研修に積極的に参加させるとともに、各園・所等\*において日常的に保育を振り返るなど、園内研修についても自立的・継続的に実施しています。

また、全ての園・所等\*が、自園の日常的な教育・保育内容や環境などの評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民等から広く意見を聞いて、提供する教育・保育の良さや特色、課題を再認識することで、自園の取組に対する不断の見直しを行っています。

こうした取組を通じて、県内の園・所等\*において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方が共通認識され、一人一人の子供が興味・関心に基づいてやりたいことを自由に選択できるような環境の中で、安心して主体性を発揮しながら「遊び」を展開していくことができる質の高い教育・保育が実践されることにより、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*（「感じる・気付きの力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）が子供たちに生まれ、小学校以降の教育の基礎が培われています。

## 【小学校】

小学校においても、本県の乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方が共通認識されており、全校で、園・所等\*との協力のもと、幼保小合同研修や公開保育・公開授業などの幼保小連携に関する様々な取組や、接続を見通して編成・実施された教育課程についての不断の見直しが行われるなど、子供の育ちと学びを円滑につなぐための教育活動が実践されています。

こうした取組を通じて、小学校へ入学した子供が、安心感を持って新しい学校生活に円滑に移行しています。

## 【家庭・地域】

全ての家庭に向けて、5つの力\*がどのように育まれているのか、子供とどのように関わったらよいか、遊びの中にどのような学びがあるのかなどについての教材や啓発資料が質・量ともに充実し、デジタルコンテンツ\*等の保護者が活用しやすい形で、様々な媒体を通じて、継続的に情報提供されています。

また、園・所等\*やネウボラ\*等のほか、保護者の生活スタイルに応じた様々な場において、「子供との関わり方」について保護者同士で学ぶ機会や、親子で遊ぶ中で「遊びの中に学びがある」ことを体験する機会が提供されています。こうした中で、ネウボラ\*では、助言や支援が必要な子供と子育て家庭を把握した場合は、家庭教育支援の担当者等と連携し、保護者に必要な働きかけを行うとともに、園・所等\*との連携を図っています。

さらに、地域においては、子育てや家庭教育に携わるボランティアが、関係機関と連携を図りながら、保護者が安心して子育てできるよう支援しています。

こうした取組を通じて、多くの保護者が本県の「遊びは学び」という乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方について共感的に理解し、保護者の子育てに対する自信や安心感が醸成されています。

## 5年後の目指す姿 柱1 乳幼児期\*の質の高い教育・保育の推進

## 【乳幼児教育支援センター\*】

乳幼児教育支援センター\*において、専門職員の育成・確保の仕組みが確立され、必要な職員が配置されるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園\*関係団体、ネウボラ\*、子育て世代包括支援センター\*等、子供たちを取り巻く様々な関係機関とのネットワークが構築されるなど、本県の乳幼児期\*の教育・保育を支援する拠点として、調査・研究、情報収集・発信、研修、相談、支援、遊び等の充実を図る取組などの機能が果たせる体制が整っています。

## 【幼稚園・保育所・認定こども園\*等】

幼稚園・保育所・認定こども園\*等を対象に、乳幼児教育支援センター\*が各種研修を実施するとともに、関係団体等が実施する研修についても連携を図ることで、資質能力の向上やキャリアアップ等、教員・保育士等のニーズに応じた研修の機会を充実させています。

また、乳幼児期\*の教育・保育について専門的な知識・技術を有する幼児教育アドバイザー\*が、希望する多くの園・所等\*を訪問し、乳幼児期\*の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等\*を支援しています。

さらに、乳幼児教育支援センター\*は、各園・所等\*における園内研修の活性化に向けて、中心となる教員・保育士等の育成も進めています。

園・所等\*は、所属する教員・保育士等を乳幼児教育支援センター\*や関係団体等が実施する研修に積極的に参加させています。

また、全ての園・所等\*が、自園の日常的な教育・保育内容や環境などの評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民等から広く意見を聞いて、提供する教育・保育の良さや特色、課題を再認識することで、自園の取組に対する不断の見直しを行っています。

こうした取組を通じて、県内の園・所等\*において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方の理解が進み、各園・所等\*における「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*（「感じる・気付きの力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）の育成に向けた取組が進んでいます。

この中には、「ひろしま自然保育認証制度\*」の認証団体による、豊かな自然環境の中で、主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動を行

う自然保育\*などもあり、子育て家庭の選択肢の一つになっています。

## 【小学校】

小学校を対象に、乳幼児教育支援センター\*が幼保小連携・接続に関する研修を実施するとともに、小学校と園・所等\*が協力して幼保小連携・接続に取り組むための体制づくりを支援しています。

こうした取組を通じて、各園・所等\*の遊びや生活を通した一人一人の子供の育ちの姿の記録等を活用して、園・所等\*での子供の育ちと学びが小学校に引き継がれるなど、園・所等\*との連携が図られるとともに、全校で、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を大切にした教育課程（スタートカリキュラム\*）が編成・実施されており、幼保小連携・接続の取組が進んでいます。

## 【家庭・地域】

家庭向けに、5つの力\*がどのように育まれているのか、子供とどのように関わったらよいか、遊びの中にどのような学びがあるのかなどについての教材や啓発資料の開発が進み、園・所等\*やネウボラ\*など、関係機関と連携を図りながら配布されることにより、多くの家庭に情報提供されています。

また、園・所やネウボラ\*等の身近な場所で、「子供との関わり方」について保護者同士で学ぶ機会や、親子で遊ぶ中で「遊びの中に学びがある」ことを体験する機会が提供されています。こうした中で、ネウボラ\*では、助言や支援が必要な子供と子育て家庭を把握した場合は、家庭教育支援の担当者と連携し、保護者に必要な働きかけを行うとともに、園・所等\*との連携を図っています。

さらに、地域で子育てや家庭教育に携わるボランティア等に対し、乳幼児教育支援センター\*が、資質向上に向けた研修や地域の体制整備に向けた支援に取り組んでいます。

こうした取組を通じて、本県の「遊びは学び」という乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方に對する多くの保護者の理解が進み、子育てに対する不安が軽減されています。

## 成果指標

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*が育まれている年長児の割合  
74.1% ⇒ 80.0%



## 10年後の目指す姿 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

## 【基礎的な学力の定着】

全ての小学校において、子供たちの基礎的な学力の定着に向けて、低学年段階での学習のつまずきの把握と、つまずきに応じた学力補充等の取組が行われています。

また、小学校から中学校への進学に当たっては、全ての中学校区において、小・中学校間の連携を通じて、子供たちの個別の状況が共有されることにより、小学校からの連続性のある指導や支援が行われています。

こうした取組により、全ての生徒たちに、基礎的な学力が確実に定着しています。

## 【主体的な学び\*を促す教育活動の推進】

全ての小・中・高等学校において、子供たちに育成すべき資質・能力を設定し、これを踏まえた教育課程が編成されているとともに、学力調査やアンケート、子供の実態の分析に基づいた授業改善・評価を行うなど、児童生徒の資質・能力の育成に向けた、PDCAサイクル\*が日常的に繰り返されることにより、主体的な学び\*を促す教育活動の質的向上が図られています。

このことに加えて、小・中・高等学校において、児童生徒が自ら課題を見付け、各教科で習得したスキルを活用し、異なる価値観を持つ人々と協働して、答えのない問題から「最善解」を創造する「課題発見・解決学習\*」を取り入れた授業を全ての教員が実践するなど、子供たち一人一人の主体的な学び\*を促す教育活動が行われています。

また、小・中学校においては、外国人との交流をはじめとする国内での異文化間協働活動が行われているほか、高等学校においては、海外留学などの異文化間協働活動も行われるなど、子供たちのグローバル・マインド\*の涵養を図る教育環境が整っています。

さらに、特別支援学校\*においても、子供たちの個々の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえながら、「課題発見・解決学習\*」を取り入れた授業が実践されるなど、子供たちの主体的な学び\*を促す教育活動の質的向上が図られています。

こうした取組により、これまでの「知識ベースの学び」に加え、「コンピテンシー\*の育成を目指した主体的な学び\*を促す教育活動」を積極的に推進する「学びの変革\*」が定着し、全ての生徒たちにこれからの社会で活躍するために必要な資質・能力（思考力や表現力、コミュニケーション能力など）が着実に身に付いています。

## 【資質・能力を育むための基盤づくり】

家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての生徒たちの能力と可能性を最大限高めるための「学びのセーフティネット\*」の観点から、校内適応指導教室\*（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクール\*との連携など、学校内外での生徒たちの居場所づくりが進むとともに、スクールソーシャルワーカー\*による相談支援や厳しい経済状況にある生徒たちの修学を支援する制度について、これらを必要とする全ての生徒たちやその家庭において、適切かつ効果的に利用することができています。

また、生徒たちの食や運動等の望ましい生活習慣が、家庭、学校での取組のほか、地域のボランティアや団体、企業等に支えられた取組を通じて着実に身に付き、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む下支えとなっています。

こうした取組により、生徒たち一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育が実現しています。

## 5年後の目指す姿 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

## 【基礎的な学力の定着】

全ての小学校において、子供たちの基礎的な学力の定着に向けて、新たな学力調査などを活用した低学年段階での学習のつまずきの把握と、つまずきに応じた学力補充等の取組が行われています。

また、小学校から中学校への進学に当たっては、全ての中学校区において、小・中学校間の連携を通じて、子供たちの個別の状況が共有されることにより、小学校からの連続性のある指導や支援が行われています。

こうした取組により、全ての生徒たちに、基礎的な学力の定着が図られています。

## 【主体的な学び\*を促す教育活動の推進】

全ての小・中・高等学校において、子供たちに育成すべき資質・能力を設定し、これを踏まえた教育課程が編成されているとともに、学力調査やアンケート、子供の実態の分析に基づいた授業改善・評価が行われるなど、児童生徒の資質・能力の育成に向けた、PDCAサイクル\*が確立しています。

このことに加えて、小・中・高等学校において、児童生徒が自ら課題を見付け、各教科で習得した知識・スキルを活用し、異なる価値観を持つ人々と協働して、答えのない問題から「最善解」を創造する「課題発見・解決学習\*」を取り入れた授業を教員が実践するなど、子供たちの主体的な学び\*を促す教育活動が行われています。

また、小・中学校においては、外国人との交流をはじめとする国内での異文化間協働活動が行われているほか、高等学校においては、海外留学などの異文化間協働活動も行われるなど、子供たちのグローバル・マインド\*の涵養を図る教育環境が整っています。

さらに、特別支援学校\*においても、子供たちの個々の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえながら、「課題発見・解決学習\*」を取り入れた授業が実践されるなど、子供たちの主体的な学び\*を促す教育活動が行われています。

こうした取組により、これまでの「知識ベースの学び」に加え、「コンピテンシー\*の育成を目指した主体的な学び\*を促す教育活動」を積極的に推進する「学びの変革\*」の加速化を図る仕組み

みが整うことにより、全ての生徒たちがこれからの社会で活躍するために必要な資質・能力（思考力や表現力、コミュニケーション能力など）を伸ばしています。

## 【資質・能力を育むための基盤づくり】

家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての生徒たちの能力と可能性を最大限高めるための「学びのセーフティネット\*」の観点から、校内適応指導教室\*（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクール\*との連携など、学校内外での生徒たちの居場所づくりが進むとともに、中学校区や高等学校に配置するスクールソーシャルワーカー\*を拡充するなど、相談支援体制の充実を図るほか、厳しい経済状況にある生徒たちの修学を支援する制度について、支援を必要とする世帯での利用が進んでいます。

また、家庭、学校での取組のほか、地域ボランティアが企業から無償で提供された食材を朝食として提供する取組などにより、生徒たちが、食や運動等の望ましい生活習慣を身に付ける機会が提供されており、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む下支えとなっています。

生徒たち一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育の実現に向けて、こうした学びのセーフティネット\*の構築や生活習慣づくりの形成が図られています。

## 成果指標

「主体的な学び\*」が定着している児童生徒の割合

小学校：71.1% ⇒ 76.0%

中学校：64.6% ⇒ 74.0%

高等学校：62.1% ⇒ 70.0%

## 成果指標

全国学力・学習状況調査\*における正答率40%未満の児童生徒の割合

小学校：13.9% ⇒ 11.5%

中学校：18.8% ⇒ 16.5%

## 10年後の目指す姿 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

【妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり】  
**全市町**において、ネウボラ\*の拠点が身近な地域に設置され、全ての妊婦や子育て家庭が、定期的に丁寧な面談を受けています。特に産前から産後にかけて、同じ担当者が一貫して対応することにより、子育て家庭の**5割**が自分の担当者を認識し、いつでも気軽に通ったり、自発的に相談しています。また、養育や療育支援が必要と判断されたケースは、市町の子ども家庭総合支援拠点\*や児童発達支援センター\*、乳幼児教育支援センター\*等関係機関と連携し、早めの支援が実施されています。

子育て家庭に関わる**全ての**医療機関、保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点\*においては、子供や子育て家庭の抱えるリスクの兆候を発見するための視点が統一されており、発見時には適切なタイミングで、市町のネウボラ\*拠点と情報が共有されています。

さらに、県内の**8割の市町**において、ネウボラ\*を含めた市町の各部署や小中学校が連携して、子供たちに関する様々なリスクを漏れなく把握し、それらの情報が家庭相談員\*やネウボラ\*の担当者、スクールソーシャルワーカー\*などの専門職で共有され、面談や家庭訪問などにより、まだリスクが表面化しない状態で、相談支援や養育支援などの予防的支援が必要な子供や家庭に漏れなく届いています。

こうした取組が行われている市町においては、子育て家庭は、自分の住む地域で**いつでも相談でき、必要な情報や必要な支援などが受けられており、子供たちの健やかな育ちに様々な人達が関わって支えられていることを実感しています。**

## 【周産期\*医療体制の確保・充実】

妊婦検診、正常分娩、ハイリスク妊娠・分娩等、医療機能に応じた役割分担が行われ、出生数が減少する中であっても、全ての二次保健医療圏\*で分娩が行われる医療体制が確保され、安全で質の高い医療が提供されています。

また、ハイリスク妊娠・分娩等に対応できる周産期母子医療センター\*が全ての二次保健医療圏\*をカバーする形で維持され、出産後において重度の障害が残った児については、適切な看護を受けるとともに、退院後は地域において必要な医療・介護サービスを受けることができています。

これらに加え、日ごろからリスクに応じた円滑な患者紹介が行われていたり、いつ、どこで生まれても、母体や新生児の状況に応じた適切な緊急母体搬送が行われるなど、周産期\*医療施設間で密接な連携が行われています。

こうした医療体制を継続させることにより、妊産婦は県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期\*医療を受けることができ、周産期\*死亡率や妊産婦死亡率は、いずれも全国平均を下回り、全国でもトップレベルの医療水準の周産期\*医療が提供されています。

## 【小児救急医療体制の確保・充実】

全ての二次保健医療圏\*で24時間365日対応できる小児二次救急医療体制が維持され、安全で質の高い水準の医療が提供されているとともに、三次小児救急医療体制については、医療機能の更なる高度化・重点化が図られ、小児専門の救命救急医療が実施されています。

また、小児救急医療電話相談が引き続き実施されており、子供の病気に対する保護者の不安が解消されるとともに、適切な受療行動を促し、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減が図られています。

こうした取組により、子供たちはいざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けることができ、乳幼児・小児死亡率は、全国平均値以下で維持されています。

また、広島県地域医療支援センター\*を中心に大学・医師会・県・市町・医療機関が連携して、産婦人科医、小児科医の確保や県内定着に取組むことにより、これらの周産期\*医療及び小児救急医療水準の維持に必要な産婦人科医や小児科医が確保されています。

## 5年後の目指す姿 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

【妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり】  
**8割の市町**において、ネウボラ\*の拠点が身近な地域に設置され、全ての妊婦や子育て家庭が、定期的に丁寧な面談を受けています。特に産前から産後にかけて、同じ担当者が一貫して対応することにより、子育て家庭の**3割**が自分の担当者を認識し、いつでも気軽に通ったり、自発的に相談しています。また、養育や療育支援が必要と判断されたケースは、市町の子ども家庭総合支援拠点\*や児童発達支援センター\*、乳幼児教育支援センター\*等関係機関と連携し、早めの支援が実施されています。なお、残りの**2割の市町**においても、支援の必要性に関わらず、全ての子供・子育て家庭に対し、働きかける取組(ポピュレーションアプローチ\*)の重要性が理解され、産前のタイミングで全員の状況を確認し、支援につながる取組が開始されています。

子育て家庭に関わる**主な**医療機関、保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点\*においては、子供や子育て家庭の抱えるリスクの兆候を発見するための視点が統一されており、発見時には適切なタイミングで、市町のネウボラ\*拠点と情報が共有されています。

さらに、県内の**4市町**において、ネウボラ\*を含めた市町の各部署や小中学校が連携して子供たちに関する様々なリスクを漏れなく把握する**実証試験が行われています。**また、それらの情報が家庭相談員\*やネウボラ\*の担当者、スクールソーシャルワーカー\*などの専門職で共有され、面談や家庭訪問などにより、まだリスクが表面化しない段階から、相談支援や養育支援などの予防的支援も**試験的に実施されています。**

こうした取組が行われている市町においては、子育て家庭は、自分の住む地域で**相談がしやすくなった。必要な情報や必要な支援を受けられることが多くなった。子供たちの健やかな育ちに関わる人達が増えているなどの変化を実感しています。**

## 成果指標

安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合  
 80.0% ⇒ 85.0%

## 【周産期\*医療体制の確保・充実】

妊婦検診、正常分娩、ハイリスク妊娠・分娩等、医療機能に応じた役割分担が行われ、出生数が減少する中であっても、全ての二次保健医療圏\*で分娩が行われる医療体制が確保され、安全で質の高い医療が提供されています。

また、ハイリスク妊娠・分娩等に対応できる周産期母子医療センター\*が全ての二次保健医療圏\*をカバーする形で維持され、出産後において重度の障害が残った児については、適切な看護を受けるとともに、退院後は地域において必要な医療・介護サービスを受けることができています。これらに加え、日ごろからリスクに応じた円滑な患者紹介が行われていたり、いつ、どこで生まれても、母体や新生児の状況に応じた適切な緊急母体搬送が行われるなど、周産期\*医療施設間で密接な連携が行われています。

こうした医療体制を継続させることにより、妊産婦は、県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期\*医療を受けることができ、周産期\*死亡率や妊産婦死亡率は、いずれも全国平均を下回り、全国でもトップレベルの医療水準の周産期\*医療が提供されています。

## 成果指標

周産期\*・妊産婦死亡率  
 直近5年間での平均値を現状値以下

## 【小児救急医療体制の確保・充実】

全ての二次保健医療圏\*で24時間365日対応できる小児二次救急医療体制が維持され、安全で質の高い水準の医療が提供されているとともに、三次小児救急医療体制については、医療機能の更なる高度化・重点化を図るため、小児専門の救命救急医療体制の**整備が進められています。**

また、小児救急医療電話相談が引き続き実施されており、子供の病気に対する保護者の不安が解消されるとともに、適切な受療行動を促し、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減が図られています。

こうした取組により、子供たちは、いざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けることができ、乳幼児・小児死亡率は、全国平均値以下で維持されています。

また、広島県地域医療支援センター\*を中心に大学・医師会・県・市町・医療機関が連携して、産婦人科医、小児科医の確保や県内定着に取り組むことにより、これらの周産期\*医療及び小児救急医療水準の維持に必要な産婦人科医や小児科医が確保されています。

## 成果指標

乳児・幼児・小児死亡率  
 直近5年間での平均値を全国平均値以下

## 10年後の目指す姿 柱2 子供の居場所の充実

## 【質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保】

保育を必要とする子供がいつでも保育所、認定こども園\*等に入所することができるよう、全市町において、必要な施設が整備され、広島県保育士人材バンク\*による潜在保育士の復職支援などにより必要な保育士を確保することで、待機児童\*が発生していません。

また、園・所等\*において、所属する教員・保育士等が、保育士等キャリアアップ研修などの各種研修を受講したり、幼児教育アドバイザー\*が園・所等\*を訪問した際に助言を受けたりすることにより常に自己研鑽に励み、教育・保育に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めています。

こうした取組を通じて、県内の園・所等\*において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方が共通認識され、一人一人の子供が興味・関心に基づいてやりたいことを自由に選択できるような環境の中で、安心して主体性を発揮しながら「遊び」を展開していくことができる質の高い教育・保育が実践されることにより、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*が子供たちに育まれるとともに、子育て家庭は、多様な保育サービスを選択することができており、安心して子育てができていますと実感しています。

## 【地域における放課後等の居場所の充実】

全市町で希望した児童が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブ\*を利用することができます。

また、補助員の資格取得が進み、放課後児童クラブ\*で児童に関わる職員は、全て放課後児童支援員\*となっており、年齢や発達の状況が異なる児童それぞれに適切に関わっています。

さらに、各放課後児童クラブ\*では、現有施設を活用し、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されているほか、学習や体験・交流活動のための多様な機会を確保するため、全ての市町において、放課後児童クラブ\*の子供を含み希望する児童が、放課後子供教室\*や公民館・児童館などの活動プログラムに参加しています。

乳幼児とその親が、身近な地域に整備された地域子育て支援拠点\*に気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談しながら、安心して過ごしています。

子育て家庭は、児童が自発的に遊びや活動に参加し体験できる機会が増え、地域で安心して子育てができていますと実感しています。

## 5年後の目指す姿 柱2 子供の居場所の充実

## 【質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保】

保育を必要とする子供が保育所、認定こども園\*等に入所することができるよう、全市町において、必要な施設が整備され、広島県保育士人材バンク\*による潜在保育士の復職支援などにより必要な保育士を確保することで、年度当初に待機児童\*が発生していません。

また、園・所等\*において、所属する教員・保育士等が、保育士等キャリアアップ研修などの各種研修を受講したり、幼児教育アドバイザー\*が園・所等\*を訪問した際に助言を受けたりすることにより常に自己研鑽に励み、本県の乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方への理解が進むなど、教育・保育に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めています。

さらに、「ひろしま自然保育認証制度\*」の認証団体による、豊かな自然環境の中で、主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動を通じて、5つの力\*を育む教育・保育が実践されており、子育て家庭の選択肢の一つとなっています。

これらの取組を通じて、県内の園・所等\*において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方への理解が進み、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*の育成に向けた取組が進むとともに、子育て家庭は、多様な保育サービスを選択することができており、安心して子育てができていますと実感しています。

## 成果指標

保育所の待機児童\*数(4/1時点)  
128人 ⇒ 0人

## 【地域における放課後等の居場所の充実】

いわゆる「小1の壁」(おもに共働きやひとり親世帯において、子供の小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること)はなくなり、希望した低学年児童(1年生～3年生)が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブ\*を利用することができます。

また、補助員の資格取得の促進等により、放課後児童クラブ\*で児童に関わる職員のうち、放課後児童支援員\*の割合が8割に増加しており、放課後児童支援員\*は、年齢や発達の状況が異なる児童それぞれに適切に関わっています。

さらに、各放課後児童クラブ\*では、現有施設を活用し、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されているほか、学習や体験・交流活動のための多様な機会を確保するため、放課後子供教室\*や公民館・児童館などの活動プログラムを実施している市町では、放課後児童クラブ\*を利用する子供を含み希望する児童がこれらの活動に参加しています。

乳幼児とその親が、身近な地域に整備された地域子育て支援拠点\*に気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談しながら、安心して過ごしています。

また、こうした取組が行われている市町においては、子育て家庭は、児童が自発的に遊びや活動に参加し体験できる機会が増え、地域で安心して子育てができていますと実感しています。

## 成果指標

放課後児童クラブ\*の低学年待機児童\*数(5/1時点)  
6人 ⇒ 0人

## 10年後の目指す姿 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

県の働き方改革推進の働きかけが行き渡り、従業員の働きやすさだけでなく、生産性の向上や人材確保などの経営メリットをもたらすという働き方改革の意義が経営者層に十分理解され、多くの県内企業において自律的な取組が定着しており、従業員が「働きやすい」、「働きがいがある」と実感しています。

これにより、企業内で業務効率化や従業員相互にフォローし合う体制の整備等が進み、子育てをする上で障壁となる時間外労働の長時間化や常態化が解消され、子供の急な病気や学校行事などで休みたい時に気兼ねなく休暇が取れるほか、乳幼児期\*、学童期といった子供の成長段階によるライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク\*等の時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が定着して利用されるなど、男性・女性に関わらず、県内の子育て中の従業員が、自分の職場は子育てしやすい環境であるという実感が高まっています。

また、特に、乳幼児期\*における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が、職場への遠慮などなく、積極的に育児休業を取得できる職場環境となっており、広島県の男性の育児休業取得率\*が全国値を上回って推移し続け、男性従業員が十分に子育てに携わることができています。

## 5年後の目指す姿 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

働き方改革が、従業員の働きやすさだけでなく、生産性の向上や人材確保などの経営メリットをもたらすものであることの理解と取組を県内企業に働きかけることにより、働き方改革の意義が経営者に認識され、県内企業において働き方改革を自律的に継続していく動きが広がり、こうした企業の取組が従業員から評価されています。

これにより、企業内で業務効率化や相互にフォローし合う体制の整備等による長時間労働の削減や休暇取得が促進され、また、乳幼児期\*、学童期といった子供の成長段階によるライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク\*等の時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が導入されるなど、県内の企業において、男性・女性に関わらず子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境へと変化が進んでいます。

また、特に、乳幼児期\*における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が育児休業を取得できる職場環境となっており、広島県における男性の育児休業取得率\*が全国値を上回るなど、男性従業員が安心して子育てに携わる機会が確実に増えています。

## 成果指標

働き方改革に取り組む企業の割合  
58.6% ⇒ 80.0%以上 (R2)

## 成果指標

男性の育児休業取得率\*  
7.3% ⇒ 13.0% (R2)



## 10年後の目指す姿 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

## 【みんなで子育て応援の推進】

企業・団体等が、授乳室やおむつ替えスペースの設置や子供向けの食事メニューなどを提供する「子育て応援 イクちゃんサービス\*」に自主的に取り組むなど、社会に定着し、子育て家庭が子連れで外出しやすい環境が整っています。

また、地域の子育て支援者・団体等による親子が気軽に集い、子育てについて語ることができる場や交流活動が根付き、これらの活動を通じて、地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や信頼できる人がいると感じる割合が80.0%になっています。さらに、ネウボラ\*などの支援機関との連携や地域間のネットワークが一層深まり、子育て家庭が必要とする支援につなげられる状態となっています。

## 【子育て住環境の整備】

広島県内全体でマンションの整備水準が底上げされることにより、広さや遮音性、防犯性能等の性能を有した「子育てスマイルマンション」の基準がスタンダードとなり、子育て家庭のニーズに沿う整備がなされています。

県営住宅において、世帯収入に応じた快適な子育て環境を創出する「新婚・子育て世帯優先入居制度」により、子育て家庭に住居が引き続き供給されています。

## 【子供と子育てにやさしいまちづくりの推進】

乗合バス車両の低床化や、都市公園における園路や便所、駐車場等の公園施設のバリアフリー\*化が計画的に進んでいます。

また、学校や飲食店など、子供が主たる利用者となる施設における受動喫煙\*防止対策が一層進み、意図しない受動喫煙\*の機会を有する者の割合が着実に改善しています。

## 【子供の防災の取組の推進】

公立幼稚園、小中高特別支援学校等において、地震・津波等の自然災害の状況に応じた避難訓練が実施されており、子供たち一人一人に、地震や台風などの自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。

## 【子供の防犯・非行防止の取組の推進】

学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、安全教室の充実や学校・通学路等における安全の確保など、地域ぐるみで子供を守る取組が行われており、子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、情報モラル\*などの規範意識が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力が身に付いています。

## 【子供の交通安全の取組の推進】

家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育などにより、子供たち一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身につけており、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることでできる力が身に付いています。

## 5年後の目指す姿 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

## 【みんなで子育て応援の推進】

企業や団体等が、授乳室やおむつ替えスペースの設置や子供向けの食事メニューの提供などを行う「子育て応援 イクちゃんサービス\*」が、子育て家庭の外出時における便利なサービスとして更に浸透しています。

また、地域の子育て支援者・団体等による親子が気軽に集い、子育てについて語ることができる場や交流活動が浸透し、これらの活動を通じて、地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や信頼できる人がいると感じる割合が73.8%になっています。さらに、ネウボラ\*などの支援機関との連携や地域間のネットワークづくりが深まっています。

## 【子育て住環境の整備】

少子高齢化の進展に伴い、県内のマンション供給戸数が減少していくことが予想される中でも、広さや遮音性、防犯性能等の性能を有した「子育てスマイルマンション」は引き続き3,000戸整備され、子育て家庭に供給されています。

県営住宅において、世帯収入に応じた快適な子育て環境を創出する「新婚・子育て世帯優先入居制度」により、累計で725戸が子育て家庭に供給されています。

## 【子供と子育てにやさしいまちづくりの推進】

乗合バス車両におけるノンステップバス\*等の導入率が88.0%となるなど、公共交通機関のバリアフリー\*化が進んでいるほか、都市公園において、園路や便所、駐車場等の公園施設のバリアフリー\*化が計画的に進んでいます。

また、学校や飲食店など、子供が主たる利用者となる施設における受動喫煙\*防止対策が進み、飲食店における意図しない受動喫煙\*の機会を有する者の割合が12%以下（令和5（2023）年度）に改善しています。

## 【子供の防災の取組の推進】

公立幼稚園、小中高特別支援学校等において、地震・津波等の自然災害の状況に応じた避難訓練が実施されており、子供たち一人一人に、地震や台風などの自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。

## 【子供の防犯・非行防止の取組の推進】

学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、安全教室の充実や学校・通学路等における安全の確保など、地域ぐるみで子供を守る取組が行われており、子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、情報モラル\*などの規範意識が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力が身に付いています。

## 【子供の交通安全の取組の推進】

家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育などにより、子供たち一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身につけており、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることでできる力が身に付いています。

## 成果指標

地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合  
67.8% ⇒ 73.8%

## 10年後の目指す姿 柱1 児童虐待防止対策の充実

### 【児童虐待防止に向けた理解の促進】

子供への体罰\*を用いないしつけや子育ての方法が、保護者や県民に浸透し、支持されており、体罰\*や暴言によらない子育てをしている親の割合が9割近くに増加し、子供の健全な発達や成長に悪影響を及ぼす行為が減少しています。

### 【県全体としての機能強化】

こうした児童虐待の理解促進に加え、全ての市町では、支援を要する子供と家庭を支える中核機関となる「子ども家庭総合支援拠点\*」に、県が行う研修などによって育成された専門性の高い職員が配置されており、ネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）等の関係機関と連携を図り、それぞれのケースの状況に応じた専門性の高い支援を行っています。

さらに、市町の機能強化が図られることによって、こども家庭センター\*では、より専門性、緊急性、重要性の高い事案に注力することができるようになるとともに、児童福祉司\*等の専門職の育成や業務の効率化を進め、更なる専門性の強化が図られています。

こうした市町や県の取組により、児童虐待の未然防止が図られ、重症化する前にリスクが減少しており、長期に親子分離する必要のあるケースが少なくなっています。

また、こども家庭センター\*の一時保護所で保護した子供に対しては、セキュリティが高く、かつプライバシーや個別性に配慮された安心・安全な環境で、児童心理司\*等により丁寧なアセスメント\*やケアが行われています。県内では、安全確保の必要性が低い全ての子供が、一時保護専用施設などの開放的環境において保護を受けることができています。

児童虐待のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司\*が中心となり、保護者に対して、継続的に専門的かつ丁寧な指導や支援が行われることにより、信頼関係が形成され、家族再統合や親子関係が修復されるケースが増加しています。

また、親子再統合により、家庭復帰したケースに対しては、市町がこども家庭センター\*や児童養護施設\*などと連携して対応し、子供や家庭が継続的に見守られ支援が行われて、児童虐待の再発防止につながっています。

## 5年後の目指す姿 柱1 児童虐待防止対策の充実

### 【児童虐待防止に向けた理解の促進】

児童虐待防止に向け、県や市町のネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）、民間の子育て支援団体などが、それぞれの立場で、保護者をはじめ県民に対し、子供へのどのような接し方が「体罰\*」であり「児童虐待」になるのか、また「児童虐待」が子供の成長に与える悪影響などについて啓発を行い、保護者や県民の理解が深まり、体罰\*や暴言によらない子育てをしている親の割合が8割を超えています。

### 成果指標

体罰\*や暴言等によらない子育てをしている親の割合  
76.0% ⇒ 83.0%

### 【県全体としての機能強化】

こうした児童虐待の理解促進に加え、全ての市町においては、支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点\*」が設置され、ネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）等の関係機関と連携し、ケースの状況に応じた適切な支援ができています。

また、県によって、市町職員を含めた研修などの人材育成の仕組みが体系化されており、相談援助業務を適切に担うことができる人材が着実に育成されています。

さらに、こども家庭センター\*では、より専門性、緊急性、重要性の高い事案に対応するため、児童福祉司\*等の専門職の確保、育成や業務の効率化、組織の見直し等により、専門性や体制が強化されています。

これによって、市町への支援が充実されるとともに、市町や県の取組によって、速やかな安全確認や、専門性の高いリスク評価が行われ、適切な親子分離など、きめ細かい支援が行われています。

また、こども家庭センター\*の一時保護所で保護した子供に対しては、セキュリティが高く、かつプライバシーや個別性に配慮された安心・安全な環境で、児童心理司\*等により丁寧なアセスメント\*やケアが行われています。県内では、一時保護専用施設が2か所以上設置されており、安全確保の必要性が低い子供は、開放的環境において保護を受けることができています。

児童虐待のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司\*が中心となり、保護者に対して、家族再統合や親子関係の修復に向け、継続的な指導や支援が行われています。

また、家族再統合により、家庭復帰したケースに対しては、市町がこども家庭センター\*や児童養護施設\*などと連携して対応し、子供や家庭が継続的に見守られ、支援が行われています。

### 成果指標

児童虐待により死亡した子供の人数 0人

### 成果指標

子ども家庭総合支援拠点\*の設置市町数  
1市町 ⇒ 23市町



## 10年後の目指す姿 柱2 社会的養育\*の充実・強化

### 【里親\*委託等の推進】

様々な事情により家族と暮らすことができない子供が、里親\*など家庭と同様の環境で養育されることが増えるよう、こども家庭センター\*（児童相談所）と民間フォスタリング\*機関（制度の啓発、里親\*のリクルート\*、里親\*の研修、登録した里親\*と子供とのマッチング、養育する里親\*への支援などの業務を受託）、市町、乳児院\*、児童養護施設\*等の関係機関が連携・協力しています。

具体的には、子供の発達段階や状況に応じた里親\*委託等が円滑に行われているほか、民間フォスタリング\*機関が、県内全域をカバーするとともに、子供を長期的な視点で一貫して支援することが可能になっています。

また、里親\*に対しては、ネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）や子ども家庭総合支援拠点\*などによる他の子育てで家庭と同様の子育て支援や、こども家庭センター\*などによる専門的研修、児童養護施設\*などによる里親\*から一時的に子供を預かるレスパイトケア\*といった支援が行われています。

こうした取組により、里親\*は、不安や負担感が軽減され、養育することができるようにするとともに、里親\*として登録する人が400世帯に増え、里親\*やファミリーホーム\*（経験豊富な里親\*が5～6人の子供を養育）への委託率が4割以上になり、家庭と同様の環境で暮らす子供が増えています。

### 【施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等】

里親\*による養育が困難な場合であっても、児童養護施設\*の小規模かつ地域分散化が進められることによって家庭の環境の充実が図られ、こうした施設で生活する子供が、施設入所児童のうち3人に1人の割合に増えています。

さらに、乳児院\*や児童養護施設\*は、施設の持つ機能や専門性を活かして、ショートステイ\*などによる子育て支援や里親\*へのレスパイトケア\*を実施するなど、全ての施設において多機能化が図られるとともに、特に養育が困難な子供を受け入れ、個々の状況に応じた支援を行うための体制強化や職員の研修機会の増加などを通じた専門性の向上が図られており、子供は安心して生活できています。

### 【自立支援の推進】

加えて、児童養護施設\*や里親\*などの社会的養護\*のもとで生活する全ての子供は、必要に応じて弁護士など第三者によるアドボケイト\*（代弁）の支援を受け、その子供に影響を与える全ての事柄について、自由に意見を表明することができているほか、児童養護施設\*等を退所した後も、自立援助ホーム\*等による自立支援を受け、社会的自立にもつながっています。

## 5年後の目指す姿 柱2 社会的養育\*の充実・強化

### 【里親\*委託等の推進】

様々な事情により家族と暮らすことができない子供が、里親\*など家庭と同様の環境で養育されることが増えるよう、制度の啓発、里親\*のリクルート\*、里親\*の研修、里親\*と子供とのマッチング、養育する里親\*への支援といったフォスタリング\*業務を、新たに民間機関に委託するなどにより、包括的・継続的に行う体制が強化されています。

こども家庭センター\*（児童相談所）は、こうしたフォスタリング\*機関、市町、乳児院\*、児童養護施設\*などの関係機関と連携・協力する枠組みを整え、子供の発達段階や状況に応じた里親\*委託等を行います。

また、里親\*に対しては、ネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）や子ども家庭総合支援拠点\*などによる他の子育てで家庭と同様の子育て支援や、こども家庭センター\*などによる専門的研修、児童養護施設\*などによる里親\*から一時的に子供を預かるレスパイトケア\*といった支援が行われています。

こうした取組により、里親\*は、不安や負担感が軽減され養育することができるようになるとともに、里親\*として登録する人が310世帯に増え、里親\*やファミリーホーム\*（経験豊富な里親\*が5～6人の子供を養育）への委託率が3割以上になり、家庭と同様の環境で暮らす子供が増えています。

### 成果指標

要保護児童の里親\*・ファミリーホーム\*への委託率

16.1% ⇒ 30.7%

### 【施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等】

里親\*による養育が困難な場合であっても、児童養護施設\*の小規模かつ地域分散化が進められることによって家庭の環境の充実が図られ、こうした施設で生活する子供が、施設入所児童のうち6人に1人の割合に増えています。

さらに、乳児院\*や児童養護施設\*は、施設の持つ機能や専門性を活かして、ショートステイ\*などによる子育て支援や里親\*へのレスパイトケア\*を実施するなど、全ての施設において多機能化が図られるとともに、特に養育が困難な子供を受け入れ、個々の状況に応じた支援を行うための体制強化や職員の研修機会の増加などを通じた専門性の向上が図られており、子供は安心して生活できています。

### 成果指標

施設入所児童のうち、家庭的環境のグループホーム\*（小規模かつ地域分散化した施設）で生活する子供の割合

4.9% ⇒ 16.3%

### 【自立支援の推進】

加えて、社会的養護\*のもとで生活する子供の意見表明権を保障するため、本県の仕組みを整え、全ての児童養護施設\*において、必要に応じて弁護士など第三者が、子供の意見を聞き、代弁（アドボケイト\*）する取組が進んでいるほか、自立援助ホーム\*が県内に6か所に増え、児童養護施設\*等を退所した後も、自立援助ホーム\*等による自立支援を受けることができる機会が増えています。

### 成果指標

社会的養護\*のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後）

34.3% ⇒ 46.2%

## 10年後の目指す姿 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

## 【ひとり親になる前の親子支援の充実】

子供と子育て家庭に携わる、市町のネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）の職員や、民生委員\*・児童委員\*、スクールソーシャルワーカー\*などが、ひとり親家庭の子供にとって、「養育費\*」と「面会交流\*」が、重要な子供の権利であることを十分に理解しており、親が離婚を検討していることを把握した段階、あるいは未婚で子供が認知される段階で、速やかに、市町のひとり親家庭支援部署や、母子家庭等就業・自立支援センター\*（県が一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会に運営委託）につないでいます。

このように、ひとり親になる前から適切な支援が行われることで、ひとり親家庭の7割が、実効性のある形で養育費\*・面会交流\*の取り決めを行い、確実かつ円滑に養育費\*の受け渡しが行われ、家庭の経済基盤の安定につながるとともに、面会交流\*によって、子供がどちらの親からも愛され大切な存在であることを実感しながら成長しています。

## 【ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実】

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立支援については、県が専門的な研修の開催を支援するなどにより、市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親関係の支援制度をはじめ、子供と子育て家庭全般にわたる支援制度の知識を習得し、専門的・包括的な相談支援業務を行う人材が育成されています。

また、ネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）や、子ども家庭総合支援拠点\*、福祉事務所、学校の家庭教育支援アドバイザー\*、ハローワークなどと、必要に応じて連携を図る仕組みを構築しており、ひとり親家庭は、どこに住んでいても、個々の状況や課題に応じて、親の就業、家事・生活援助、子供の学習支援など、最適な仕事と子育て支援の組み合わせについて、助言とコーディネートを受けています。

さらに、県は、母子家庭等就業・自立支援センター\*の運営委託を通じて、より専門性の高い困難な事案への対応を行うなど各市町の取組をサポートしています。

こうした取組により、ひとり親家庭は、仕事と子育てを両立しながら生活しており、子供が身近な大人に温かく見守られて健やかに成長し、自立につながっていると実感しています。

## 5年後の目指す姿 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

## 【ひとり親になる前の親子支援の充実】

子供と子育て家庭に携わる、市町のネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）の職員や、民生委員\*・児童委員\*、スクールソーシャルワーカー\*などが、ひとり親家庭の子供にとって、「養育費\*」と「面会交流\*」が、重要な子供の権利であることについて知る機会が充実し、理解が深まっており、親が離婚を検討していることを把握した段階、あるいは未婚で子供が認知される段階で、速やかに、市町のひとり親家庭支援部署や、母子家庭等就業・自立支援センター\*（県が一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会に運営委託）につないでいます。

このように、ひとり親になる前から適切な支援が行われることで、ひとり親家庭の半数が、実効性のある形で養育費\*・面会交流\*の取り決めを行い、確実かつ円滑に養育費\*の受け渡しが行われ、家庭の経済基盤の安定につながるとともに、面会交流\*によって、子供がどちらの親からも愛され大切な存在であることを実感しながら成長しています。

## 成果指標

養育費\*の取り決め状況 42.1% ⇒ 52.7%

## 成果指標

面会交流\*の取り決め状況 29.6% ⇒ 40.2%

## 【ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実】

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立支援については、県が専門的な研修の開催を支援するなどにより、市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親関係の支援制度をはじめ、子供と子育て家庭全般にわたる支援制度の知識を習得し、専門的・包括的な相談支援業務を行う人材が育成されています。

また、ネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）や、子ども家庭総合支援拠点\*、福祉事務所、学校の家庭教育支援アドバイザー\*、ハローワークなどと、必要に応じて連携を図る仕組みが構築されつつあり、こうした市町においては、ひとり親家庭は、個々の状況や課題に応じて、親の就業、家事・生活援助、子供の学習支援など、最適な仕事と子育て支援の組み合わせについて、助言とコーディネートを受けています。

さらに、県は、母子家庭等就業・自立支援センター\*を通じて、より専門性の高い困難な事案への対応を行うなど各市町の取組をサポートしています。

こうした取組により、ひとり親家庭は、必要な情報や適切な支援を受けられ、子供の自立に向けて必要な取組が充実してきていると実感しています。

## 成果指標

ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）  
52.2% ⇒ 58.8%

## 10年後の目指す姿 柱4 障害のある子供への支援

### 【地域における重層的な障害児支援体制の構築】

県内の都市部(人口が集積している沿岸部の市域)では、市内に複数の児童発達支援センター\*が整備されており、障害児及びその家族は、身近な地域で、早い段階から、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。

障害保健福祉圏域内において、医療型短期入所\*施設のほか、医療的ケア\*に対応できる障害福祉サービス事業所や訪問看護事業所など、保健、医療、福祉等の総合的な支援体制が整備されており、医療的ケア\*を日常的に必要とする障害児とその家族は、いつでも在宅で支援が受けられるという安心感の下で生活しています。

発達障害\*児がライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期にかつ適切に切れ目なく受けられるよう、地域のかかりつけ医や専門医療機関、地域の保健、医療、福祉、教育が連携した地域ネットワーク支援体制が各市町に整備されており、発達障害\*児やその家族は、必要に応じて、早期に多機関の専門職から支援を受けることができている。

### 【幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備】

個別的教育支援計画\*及び個別の指導計画\*が、障害のある生徒等全員に作成され、校種間で適切に引き継がれているほか、それらの計画が教職員間及び関係機関等で共有されており、教員は各生徒等の実態に応じた指導を行っています。

### 【教員の専門性の向上】

特別支援教育\*に係る通級による指導\*の担当教員及び特別支援学校\*の全ての教員並びに特別支援学級\*担任の60%が特別支援学校\*教諭免許状を取得しており、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。

### 【特別支援学校\*における教育の充実】

本県独自の特別支援学校技能検定\*の実施など、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校\*高等部に所属する就職を希望する全ての生徒が卒業までに特別支援学校技能検定\*1級を取得し、就職しています。

また、就職した生徒は、失敗してもあきらめずチャレンジする力が身に付いており、その後、離職したとしても、再就職に向けてあきらめずチャレンジすることができています。

特別支援学校\*の全ての普通教室にネットワーク接続環境が整備されているほか、特別支援学校\*の児童生徒は1人に1台教育用コンピュータが整備されており、生徒たちの主体的・対話的で深い学びに活用されています。

また、全ての教員にICT\*活用に係る指導力が身につけており、全ての学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICT\*を活用した授業が行われています。

## 5年後の目指す姿 柱4 障害のある子供への支援

### 【地域における重層的な障害児支援体制の構築】

県内全ての市町に児童発達支援センター\*が整備されており、障害児及びその家族は、身近な地域で、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。

県内の医療型短期入所\*定員の拡充(平成30(2018)年度比約2倍)が図られ、医療的ケア\*を日常的に必要とする障害児とその家族は、在宅に必要なサービスを利用できない、休息できない、といった不安や負担が軽減されています。

発達障害\*児がライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期にかつ適切に切れ目なく受けられるよう、地域のかかりつけ医や専門医療機関、地域の保健、医療、福祉、教育が連携した地域ネットワーク支援体制が4割の市町に整備されており、こうした市町において、発達障害\*児やその家族は、必要に応じて、早期に多機関の専門職から支援を受けることができている。

### 成果指標

在宅の医療的ケア\*児の生活を支援する医療型短期入所\*定員数 47人 ⇒ 88人

### 成果指標

発達障害\*に係る1か月以上の初診待機者数(推計値) 2,728人 ⇒ 0人

### 【幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備】

障害のある幼児児童生徒(以下「生徒等」という。)のうち、個別的教育支援計画\*及び個別の指導計画\*が作成されている割合及び校種間での引継ぎに活用されている割合が毎年度着実に向上しています。

### 成果指標

個別的教育支援計画\*作成率  
公立幼稚園等：100% 公立中学校：100%  
公立小学校：100% 公立高等学校：90.0%

### 成果指標

個別の指導計画\*作成率  
公立幼稚園等：100% 公立中学校：100%  
公立小学校：100% 公立高等学校：96.0%

### 【教員の専門性の向上】

特別支援教育\*に係る通級による指導\*の担当教員の84%、特別支援学校\*の全ての教員、特別支援学級\*担任の60%が特別支援学校\*教諭免許状を取得しており、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。

### 成果指標

特別支援学校\*教諭免許状保有率  
小・中学校 通級による指導\*の担当教員：84.0%  
小・中学校 特別支援学級\*担任：60.0%  
特別支援学校\*教員：100%

### 【特別支援学校\*における教育の充実】

本県独自の特別支援学校技能検定\*の実施など、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校\*高等部に所属する就職を希望する全ての生徒が就職しています。さらに、就職した生徒の90%が卒業までに特別支援学校技能検定\*1級を取得するなど、働き続ける力が身に付いています。

特別支援学校\*高等部の全ての普通教室にネットワーク接続環境が整備されているほか、高等部に所属する生徒は1人1台教育用コンピュータを所有しており、生徒たちの主体的・対話的で深い学びに活用されています。

また、高等部に所属する生徒が授業で日常的にICT\*等の支援機器や学習教材が使用できる環境整備や、教員に対する研修の実施により、教員のICT\*活用に係る指導力が高まっています。

### 成果指標

特別支援学校\*高等部(本科)における就職希望者のうち、就職した者の割合 100%